

米沢市議会における新型コロナウイルス感染症対策（第10版）

※ 当分の間、実施する。

【基本項目】

- 1 「三つの密」を徹底的に避けること、手洗いやマスクの着用、人との距離の確保や接触の機会の低減等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」（5/4 新型コロナウイルス感染症専門家会議「新しい生活様式」実践例参照）を実践する。
- 2 登庁する場合、登庁前に健康観察チェックリストで各自確認を行う。
※ 登庁前検温で平熱より明らかに高い場合は登庁しない。
- 3 登庁時にはアルコール消毒を行うとともに、会議前に石けんでの手洗いをを行う。
- 4 咳エチケットの徹底及びマスク着用の実施
 - ・ 咳、くしゃみをする際は、ティッシュペーパーやハンカチ、袖などを使って口や鼻を押さえる。
 - ・ 手拭い用のハンカチと咳エチケット用のハンカチは分けて使用する。
 - ・ 登庁する場合は、マスクを着用すること。市販のマスクがない場合はペーパータオルや布等による自作のマスク等の着用を心がける。
 - ・ マスクは、鼻と口の両方を隙間がないように確実に覆う。
- 5 体調不良時の対応
 - ・ 発熱や咳、強い倦怠感等の症状があるときは、登庁しない。
 - ・ 症状が軽い場合は、外出はせず自宅で療養する。
 - ・ 37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ、息苦しさ、高熱等の強い症状がある場合、もしくは前記以外でも、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上は必ず）は、帰国者・接触者相談センター（最寄りの保健所）に相談し、その判断

を仰ぐものとする。

6 家族に感染者がいる場合等の対応

- ・ 家族が感染者の場合は登庁しない。また、感染リスクが高いと思われる人と接触した場合は登庁を見合わせる。

【出張・会議・懇親会等に対する原則的取扱い】

- 1 外部の出張及び会議等に出席する場合は、感染予防に気をつけること。
- 2 食事の提供を伴う懇親会等に参加する場合は、「新しい生活様式」実践例（3）日常生活の各場面別の生活様式「食事」に準じた対応をとること。
- 3 会議を行う場合の対応
 - ・ 休憩時間には扉を開放し換気を行うこと。
 - ・ 会議の短縮に努めること。

※ 出張・会議・懇親会等を行う場合は、①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3条件が重ならない対策を講じること。

【各委員会等における対策について】

- 1 説明員の入室の取り扱い
集団感染及び感染リスク軽減の観点から報告課等のみの説明員の入室とする。
- 2 委員会等を行う場合の対応
 - ・ 休憩時間には扉を開放し換気を行うこと。
 - ・ 会議の短縮に努めること。

【議会傍聴について】

議会傍聴の取り扱い

- ・ 議会傍聴の取り扱いについては、米沢市議会ホームページ及び米沢市役所 Facebook に掲載するとともに議会棟及び会議室入口へ張り出しを行う。